

幕別町水防計画 (案)

平成27年2月

幕 別 町

第1章 総則

第1節	目 的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	3
1	水防の責任	3
2	処理すべき事務又は業務の大綱	3
3	水防計画の作成及び変更	5
4	津波における留意事項	5
5	安全配慮	5

第2章 水防組織

第1節	町の組織	7
1	組 織	7
2	水防本部の事務分掌	8
3	消防機関の組織	9
4	消防機関の水防分担区域	10

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所	11
--------	----

第4章 予報及び警報

第1節	気象庁が行う予報及び警報	12
1	气象台（測候所）が発表又は伝達する注意報及び警報	12
2	警報等の伝達経路及び手段	16
	図4-1-1 気象警報等伝達系統図（洪水の場合）	16
	図4-1-2 気象警報等伝達系統図（津波の場合）	17
第2節	洪水予報河川における洪水予報	17
1	種類及び発表基準	17
2	国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報	18
第3節	水位周知河川における水位到達情報	19
1	種類及び発表基準	19
2	国土交通省が行う水位情到達情報の通知	20
	図4-3-1 水位観測通報系統図	21
3	道が行う水位到達情報の通知	21
	図4-3-2 水位観測通報系統図	22
第4節	水防警報	23
1	安全確保の原則	23
2	洪水時の河川に関する水防警報	23
3	国土交通省が行う水防警報	24
	図4-4-1 国土交通省が行う水防警報伝達系統図	25
4	道が行う水防警報	25
	図4-4-2 道が行う水防警報伝達系統図	26

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節	水位の観測、通報及び公表	27
1	水位観測所	27
2	潮位観測所	27
3	水位の通報	27
	図5-1-1 水位等通報系統図（国・道）	28
	図5-1-2 水位等通報系統図（町から住民）	28
4	水位の公表	29
第2節	雨量の観測及び通報	29
1	雨量観測所	29
2	雨量の通報	29
3	通報系統	29

第6章 気象予報等の情報収集

1	市町村向け情報提供	30
2	一般向け情報提供	30

第7章 ダム・水門等の操作

第1節	ダム	31
1	ダム操作	31
2	ダム情報連絡系統	31
第2節	水門等	32
1	河川区間の水門等（洪水）	32
2	水門等の操作の連絡	32

第8章 通信連絡

第1節	水防通信網の確保	33
1	水防通信網の確保	33
2	災害時優先電話等の利用	33
3	電気通信設備の優先利用等	34
4	水防通信連絡	34

第9章 水防施設及び輸送

第1節	水防倉庫及び水防資器材	36
1	水防倉庫及び水防資器材	36
2	水防資器材の調査等	36
3	水防資器材の不足の対応	36
第2節	輸送経路等の確保	36
1	輸送経路等の確保	36
2	輸送計画	36

第10章 水防活動

第1節	水防非常配備体制等	37
1	町の警戒体制及び非常配備体制	37

第2節	巡視及び警戒	4 2
1	平常時	4 2
2	出水時	4 2
第3節	水防作業	4 2
第4節	警戒区域の指定	4 3
第5節	避難のための立退き	4 3
第6節	決壊・越水等の通報	4 3
1	決壊通報	4 3
2	決壊・越水等の通報系統	4 3
	図10-1 堤防等の決壊通報系統図	4 4
	図10-2 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図	4 4
3	決壊等後の措置	4 5
第7節	水防配備の解除	4 5

第11章 水防信号、水防標識等

第1節	水防信号	4 6
第2節	水防標識	4 7
第3節	身分証票	4 7

第12章 協力及び応援

第1節	河川管理者の協力	4 8
1	北海道開発局長の協力が必要な事項	4 8
2	知事の協力が必要な事項	4 8
第2節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	4 8
第3節	警察官の援助要求	4 9
第4節	自衛隊の派遣要請	4 9
第5節	国（帯広開発建設部、帯広測候所）及び 北海道（十勝総合振興局）との連携	5 0
1	水防連絡協議会等	5 0
2	ホットライン	5 0
第6節	住民、自主防災組織等との連携	5 0

第13章 費用負担と公用負担

第1節	費用負担	5 1
第2節	公用負担	5 1
1	公用負担	5 1
2	公用負担権限委任証	5 1
	様式13-1 公用負担権限委任証	5 1
3	公用負担命令書	5 2
	様式13-2 公用負担命令票	5 2
4	損失補償	5 2

第14章 水防報告

第1節	水防記録	5 3
第2節	水防報告	5 3

第3節 水防活動実施報告	53
様式14-1 水防活動実施報告書	54

第15章 水防訓練

第1節 実施責任者	55
第2節 水防訓練の内容	55

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 浸水想定区域の指定状況	56
2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	56
3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	56
4 洪水、津波ハザードマップ等の配布等	57

別表

別表1 重要水防箇所	61
別表2-1 水門等の設置場所及び構造重要水防箇所（ポンプ施設）	63
別表2-2 水門等の設置場所及び構造重要水防箇所（樋門・樋管）	64
別表3 水防資器材の現況	69
別表4 水防資器材の民間調達可能状況	70
別表5 地区別巡視責任者	71

資料

資料1 幕別町防災会議条例	75
資料2 水防法	77
資料3 水防工法	99
資料4 水防に関する用語集	113
資料5 浸水想定区域図	115
資料6 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧	123

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる幕別町が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、幕別町の地域に係る河川又は海岸の洪水、津波又はその他の水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く幕別町にあつては消防長をいう（法第2条第4項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。道の水防計画で定める量水標管理者は、道の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有してい

るものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水又は津波により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は道の機関が、洪水又は津波によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。町長の避難準備情報発表の目安となる水位である。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

(17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(18) 浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。

第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に係る機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 水防の責任

町は、幕別町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 幕別町の責務

町は、水防管理団体でありかつ知事が指定する指定水防管理団体である。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条第1項及び第2項）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑦ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑧ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑨ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑩ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑪ 公用負担（法第28条）
- ⑫ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑬ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑭ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑮ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ⑯ 消防事務との調整（法第50条）

※法第15条の2（地下街等）、第34条（水防協議会）、第36条（水防協力団体）、第40条（水防協力団体）については、本町において該当しない。

(2) 幕別町防災会議の責務

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）

(3) 北海道（十勝総合振興局及び帯広建設管理部）の責務

道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
 - ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第64項）
 - ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
 - ④ 北海道水防協議会の設置（法第8条第1項）
 - ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の伝達（法第10条第3項）
 - ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
 - ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - ⑧ 水位情報の通知及び周知（法第13条）
 - ⑨ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長へ避難勧告等の判断に資する事項の通知（法第13条の2）
 - ⑩ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - ⑪ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
 - ⑫ 水防信号の指定（法第20条）
 - ⑬ 避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ⑭ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
 - ⑮ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
 - ⑯ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ⑰ 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- ⑫ 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4) 国土交通省（北海道開発局帯広開発建設部）の責務

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④ 洪水予報又は水位情報の関係市町村長へ避難勧告等の判断に資する事項の通知（第13条の2）
- ⑤ 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑥ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑧ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑨ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑩ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(5) 気象庁（釧路地方气象台、帯広測候所）の責務

① 釧路地方气象台（帯広測候所）は、気象等の状況により、洪水及び津波のおそれがあると認められるときは、その状況を帯広開発建設部長及び十勝総合振興局長に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求め、一般に周知させるものとする。（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

② 釧路地方气象台（帯広測候所）は、洪水予報河川において、帯広開発建設部と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、当該河川の水位又は流量を、はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及び水深について知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、一般に周知させるものとする。（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(6) 居住者等の義務

① 水防への従事（法第24条）

水防管理者（町長）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

② 水防通信への協力（法第27条）

何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

3 水防計画の作成及び変更

町長は、毎年、道の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、幕別町防災会議に諮るとともに、北海道知事に届け出るものとする。

また、町長は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。ゆえに、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

5 安全配慮

洪水又は津波のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

また、町長は、水防団自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

・水防活動時にはライフジャケットを着用する。

・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器

を携行する。

- ・ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

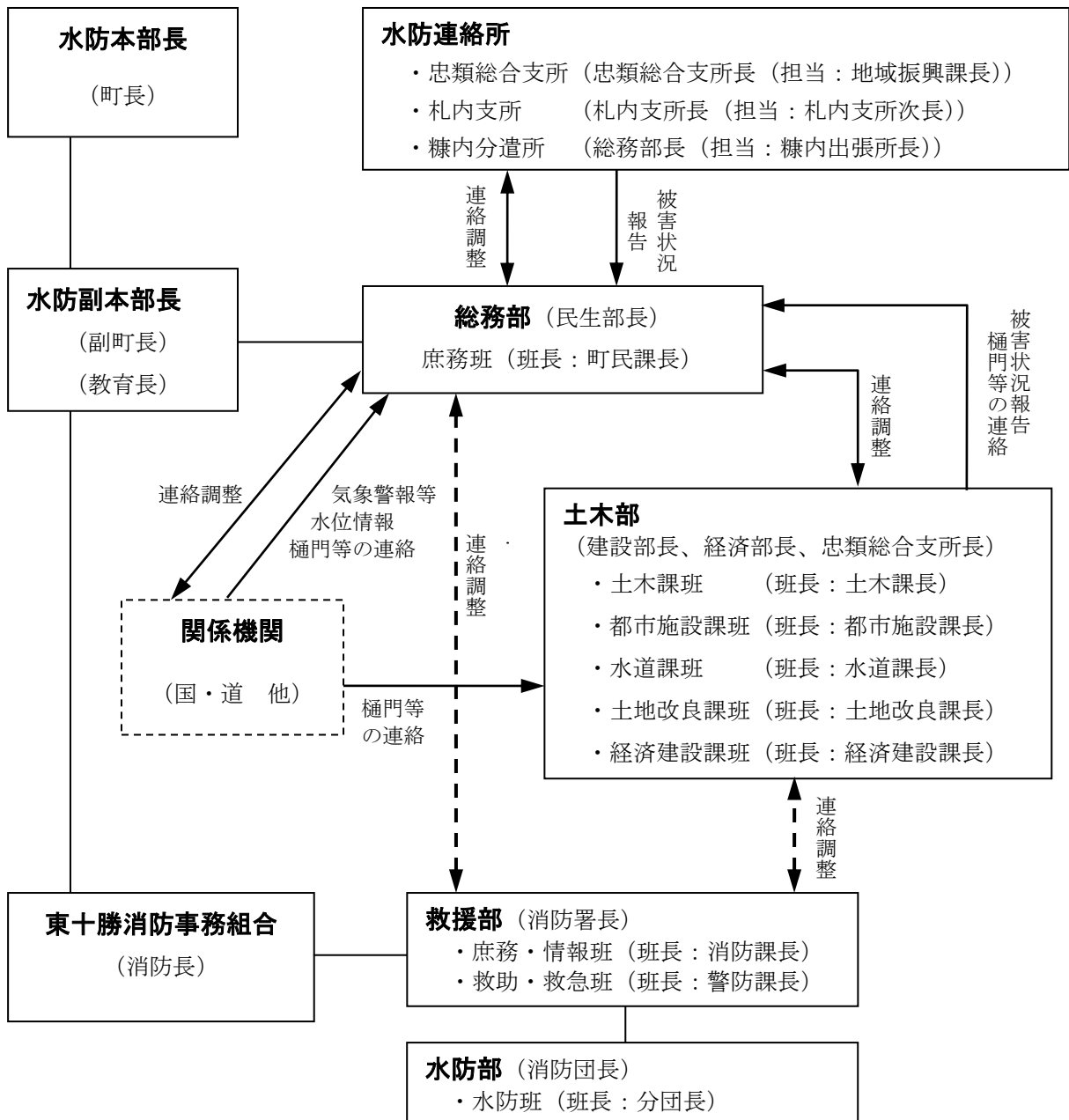
第1節 町の組織

1 組織

水防管理者は、町内で水害による局地的な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、水防警報の通知を受け必要があると認めるとき、又は津波被害のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまで、町は幕別町役場に水防本部を設置し、次の組織により事務を処理するものとし、水防事務は庶務班（町民課）で行うものとする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

《水防本部の組織》



2. 水防本部の事務分掌

<総務部>

班 別	所 掌 事 務
庶務班 (町民課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防事務の総括に関する事 2 水防本部の配備体制及び各部の連絡調整に関する事 3 水害の記録の取りまとめ及び報告に関する事 4 防災機関・住民組織との連絡調整及び要請に関する事 5 報道機関との連絡に関する事 6 <u>気象等特別警報・警報及び情報等</u>の収集、伝達に関する事 7 雨量・水位及びダム放流通知等の受理、伝達に関する事 8 その他各部に属さない防災庶務に関する事

<土木部>

班 別	所 掌 事 務
土木課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川等の監視、警戒に関する事 2 水防施設及び危険区域等の巡視、警戒に関する事 3 通行不能箇所等の調査及び交通規制の処置に関する事
都市施設課班	<ol style="list-style-type: none"> 4 <u>浸水防止対策に関する事</u> 5 障害物の除去に関する事 6 応急対策資材の確保に関する事
水道課班	<ol style="list-style-type: none"> 7 水害地の応急措置に関する事 8 上下水道施設の保全及び応急措置に関する事 9 被害状況・危険箇所等の調査に関する事
土地改良課班	<ol style="list-style-type: none"> 10 水防資器材の確保及び輸送に関する事 11 水防協力機関及び団体との連絡調整に関する事 12 水防班の支援に関する事
<u>経済建設課班</u>	<ol style="list-style-type: none"> 13 水防連絡所の水防作業の協力に関する事 14 土地改良施設（農業ダム、排水機場）の巡視・警戒に関する事

<水防連絡所>

班 別	所 掌 事 務
忠類総合支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防指令の伝達 2 水害被害の調査・報告
札内支所	<ol style="list-style-type: none"> 3 情報連絡 4 応援要請
糠内分遣所	<ol style="list-style-type: none"> 5 住民への情報伝達 6 その他水防活動に関する事

<救 援 部>

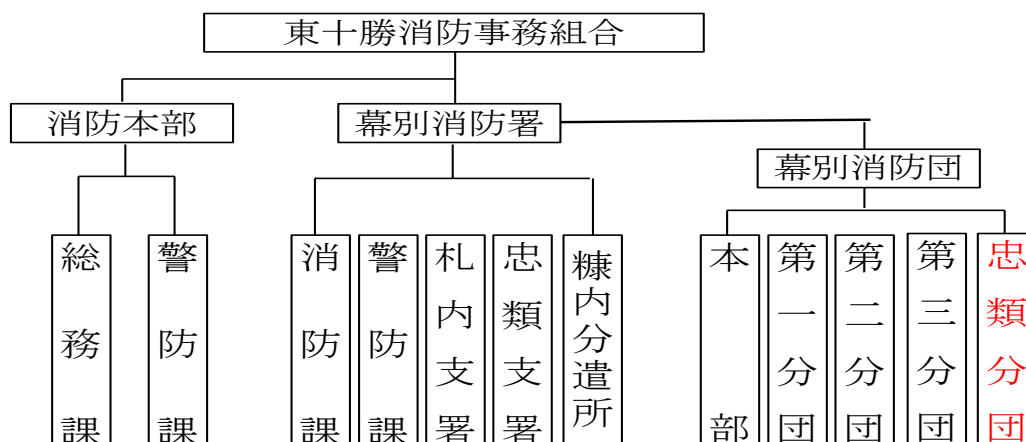
班 別	所 掌 事 務
庶務・情報班 (消 防 課)	1 災害状況の公表に関すること 2 防災機関との連絡調整及び要請に関すること 3 報道機関との連絡に関すること 4 水防に関する諸報告に関すること 5 水防活動用の警報の受理及び伝達に関すること 6 住民に対する災害情報等の広報に関すること 7 水防団との連絡調整に関すること
救助・救急班 (警 防 課)	1 救出・救助に関すること 2 救急に関すること 3 水防資材の調達・保有に関すること 4 水防訓練に関すること

<水 防 部>

班 別	所 掌 事 務
水 防 班 (水 防 団)	1 水防作業及び水防工法に関すること 2 水防用車両、機械及び器具の確保に関すること 3 水防隊に関すること 4 障害物の除去に関すること 5 重要水防区域、水防危険区域の巡視、警戒 6 水害時の水防作業に関すること

3 消防機関の組織

消防機関の組織及び消防職団員の配置は、次のとおりである。



4 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域外にあっても、消防機関の長が必要と認め指示したときは直ちに出動し、現地水防活動にあたるものとする。

水防地区名	担当河川名	担当水防団名	地区担当指揮者	人 員	連 絡 先
幕 別 市 街 地	猿 別 川	第 1 分団	第 1 分団長	<u>3 4</u>	0155-54-2434
明野・新川・相川	十 勝 川	〃	〃	<u>3 4</u>	0155-54-2434
猿 別	猿 別 川	〃	〃	<u>3 4</u>	0155-54-2434
千 住	十 勝 川	第 2 分団	第 2 分団長	4 3	0155-56-2419
札 内 市 街 地	札内川・途別川	〃	〃	4 3	0155-56-2419
途 別 ・ 依 田	途 別 川	〃	〃	4 3	0155-56-2419
糠 内	糠内川・猿別川	第 3 分団	第 3 分団長	3 5	0155-57-2320
忠 類	当 縁 川	<u>忠類分団</u>	<u>忠類分団長</u>	4 0	01558-8-2250

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等にして水防上特に注意を要する箇所である。

水防管理者等は、重要水防箇所（第1章第2節（用語の定義）（16）参照）を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

本町の区域内における国土交通省管理河川及び道管理河川の重要水防箇所は、「別表1 重要水防箇所」のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象台(測候所)が発表又は伝達する注意報及び警報

帯広測候所長は、気象等の状況により洪水又は津波のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

(1) 水防活動用警報等の種類

区 分	種 類	発 表 機 関	適 要
気 象 警 報 (水防法第 10 条第 1 項 気 象 業 務 法 第 14 条の 2 第 1 項)	大雨注意報 大雨警報 <u>大雨特別警報</u>	釧路地方気象台 <u>(帯広測候所)</u>	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪 水 予 報 (水防法第 10 条第 2 項 水防法第 11 条第 1 項 気 象 業 務 法 第 14 条の 2 第 2 項 第 14 条の 第 3 項)	<u>洪水</u> 注意報 <u>洪水</u> 警報 <u>洪水</u> 情報	帯広開発建設部 <u>十勝総合振興局</u> 釧路地方気象台 <u>(帯広測候所)</u> (共同)	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水 防 警 報 (法第 16 条第 1 項)	待機・準備・出動・指示・解除	帯広開発建設部 <u>十勝総合振興局</u>	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

(2) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報等の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
<u>水防活動用</u> <u>気象注意報</u>	<u>大雨</u> 注意報	<u>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</u>

水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大津波警報 (津波特別警報)	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(尚、「大津波警報」の名称で発表する)

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

【大雨注意報の基準】

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	雨量基準	土壌雨量指数基準
十勝地方	十勝中部	幕別町	1時間雨量25mm	76

【大雨警報の基準】

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	雨量基準	土壌雨量指数基準
十勝地方	十勝中部	幕別町	1時間雨量50mm	114

【大雨特別警報の基準】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

【洪水注意報の基準】

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報による 基準[基準観測点]
十勝地方	十勝中部	幕別町	猿別川流域=18 当縁川流域=13 途別川流域=14	十勝川[帯広] 札内川[第二大川橋]

※「指定河川洪水予報による基準」の基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表することを意味する。

【洪水警報の基準】

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報による 基準[基準観測点]
十勝地方	十勝中部	幕別町	猿別川流域＝22 当縁川流域＝25 途別川流域＝17	十勝川[帯広] 札内川[第二大川橋]

※「指定河川洪水予報による基準」の基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表することを意味する。

【津波警報・注意報等の種類】

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

- ・大津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表
- ・津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表
- ・津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表
- ・津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

【大津波警報・津波警報・津波注意報の基準】

津波予報区	種類	発表基準	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
北海道太平洋 沿岸中部	大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
			10m (5m<予想高さ≤10m)	
			5m (3m<予想高さ≤5m)	
北海道太平洋 沿岸中部	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

※大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

【津波情報】

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」

等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(注) 3 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20 cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。

【津波予報】

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	20 cm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも20 cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

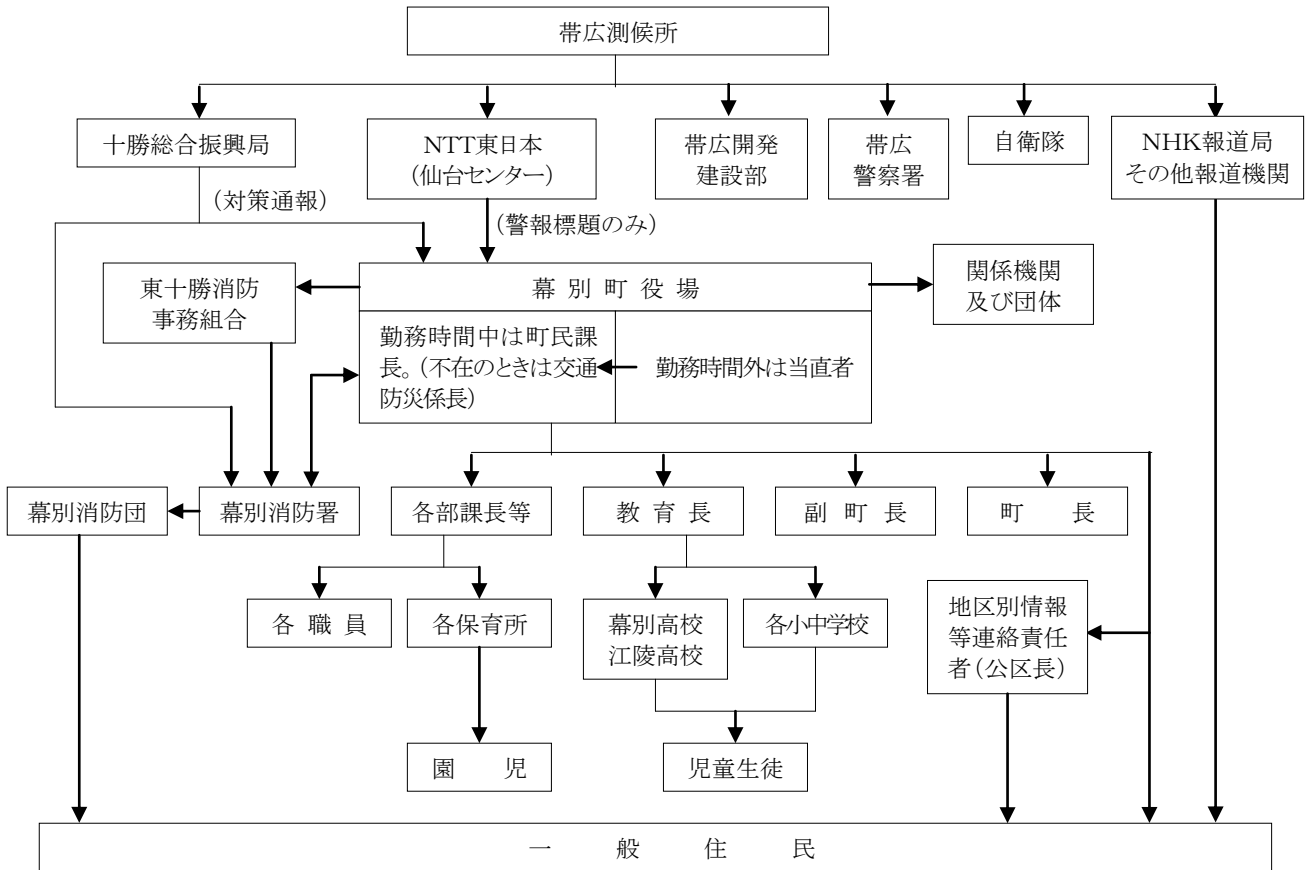
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

2 警報等の伝達経路及び手段

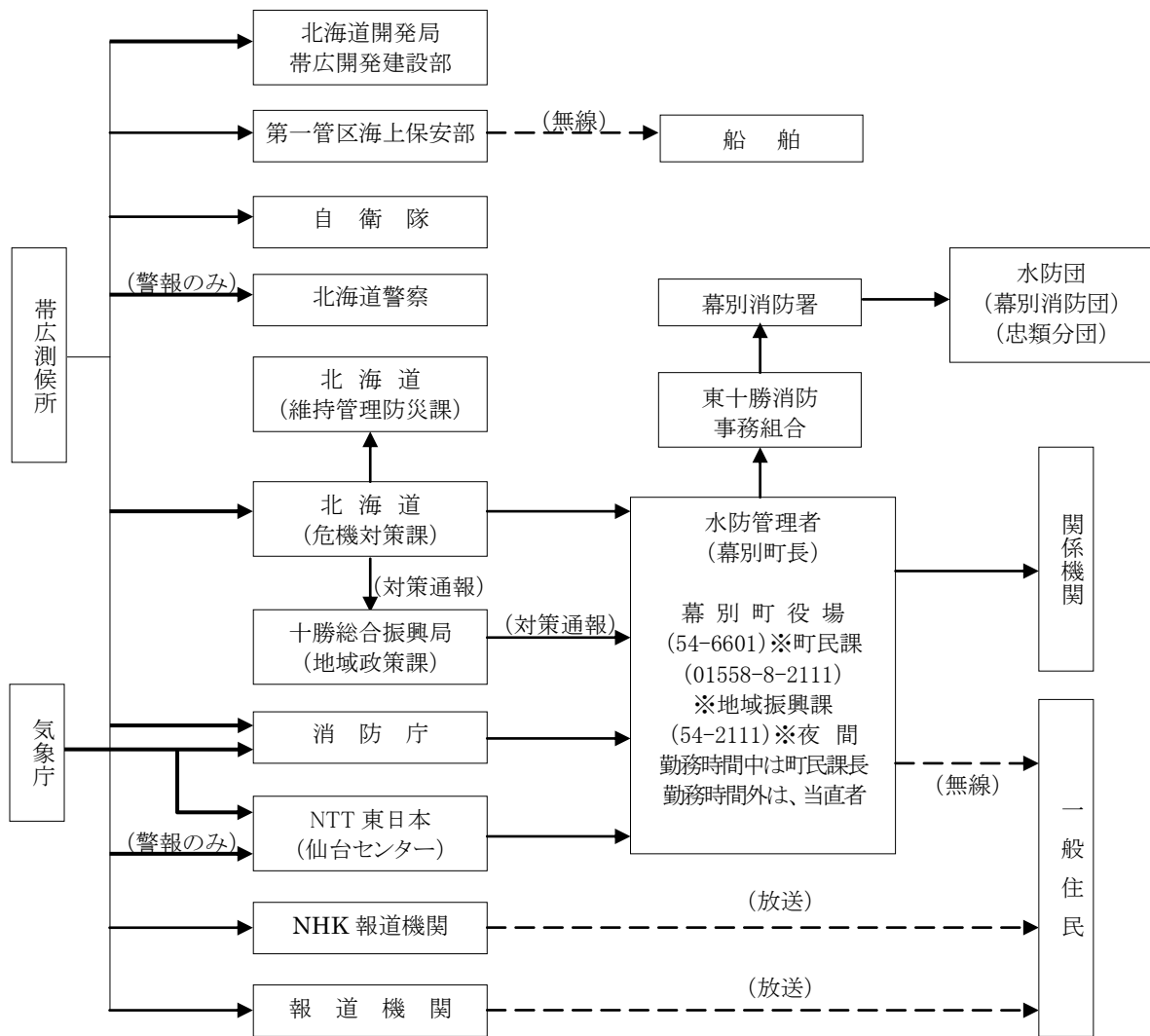
(1) 洪水等の場合

別図 4-1-1 気象警報等伝達系統図



(2) 津波の場合

図表4-1-2 津波警報等伝達系統図



※) → は、法定伝達経路

第2節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	標 題	基 準
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
洪水警報	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名、区域

指定河川		洪水予報区域
水系	河川名	
十勝川	十勝川	左岸 上川郡清水町字熊牛 38 番の 5 地先から海まで 右岸 上川郡新得町字屈足東 2 線 25 番地先から海まで
	札内川	左岸 ヌウナイ川の合流点から十勝川への合流点まで 右岸 左岸に同じ

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	観測所名（地先名）	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫危険水位
開発局	十勝川	帯広（帯広市大通北 2 丁目 2-2 地先）	34.20m	35.20m	36.6m	36.9m	38.26m
	札内川	第 2 大川橋（帯広市 大正町本町）	103.20m	104.10m	104.7m	104.8m	104.96m

(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
十勝川上流	帯広河川事務所 釧路地方气象台
十勝川下流	池田河川事務所 釧路地方气象台
札内川	帯広河川事務所 釧路地方气象台

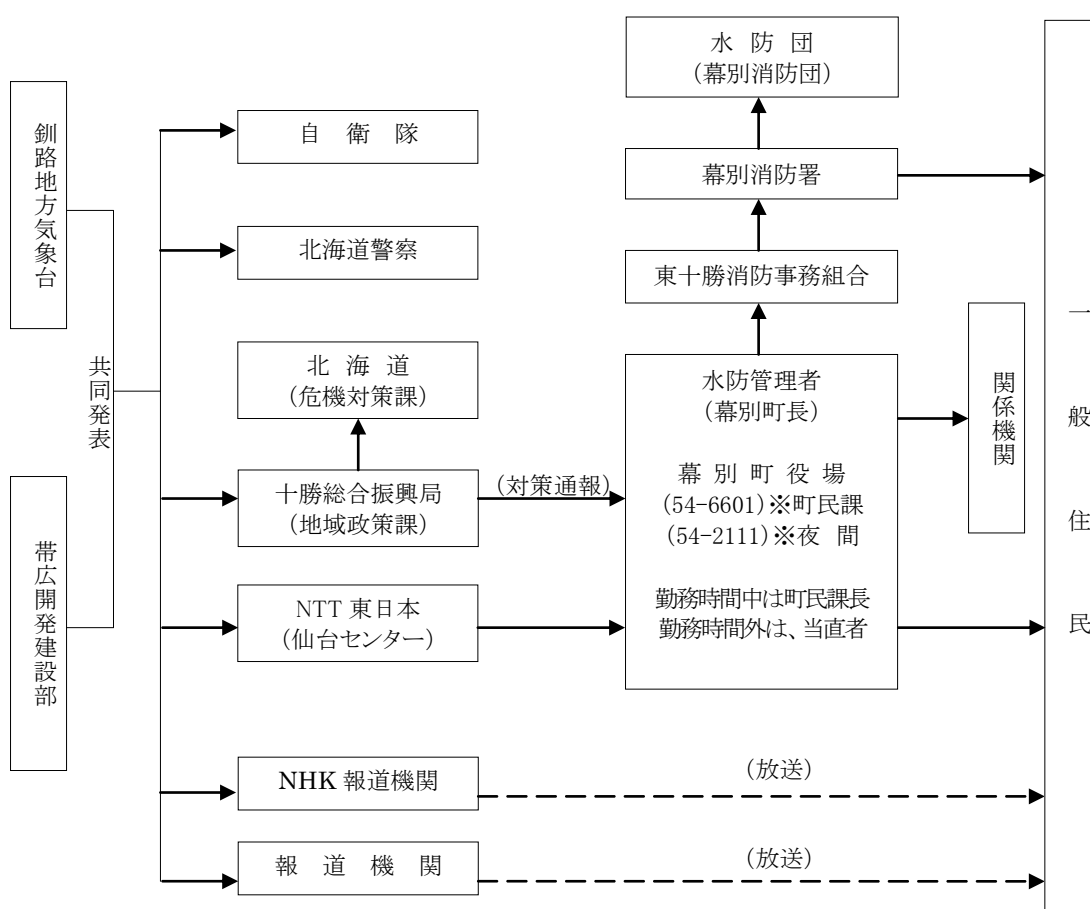
(4) 浸水想定区域

予報区域名	浸水想定区域
十勝川上流	北海道帯広市、上川郡清水町、上川郡新得町、河西郡芽室町、河東郡音更町、中川郡幕別町
十勝川下流	中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、十勝郡浦幌町
札内川	北海道帯広市、中川郡幕別町、河西郡中札内村

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-2-1 指定河川洪水予報の伝達系統図(十勝川・札内川)



第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

2 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間
水系	河川名	
十勝川	猿別川	左岸 中川郡幕別町字猿別 129 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで
		右岸 左岸に同じ
	途別川	左岸 中川郡幕別町字千住 409 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで
		右岸 左岸に同じ

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
開発局	猿別川	止若（字相川）	15.60m	16.10m	19.30m	19.80m	20.54m
	途別川	千住 12 号橋（字千住 452 番地先）	23.80m	24.60m	26.30m	26.90m	27.22m

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
猿別川	池田河川事務所
途別川	帯広河川事務所

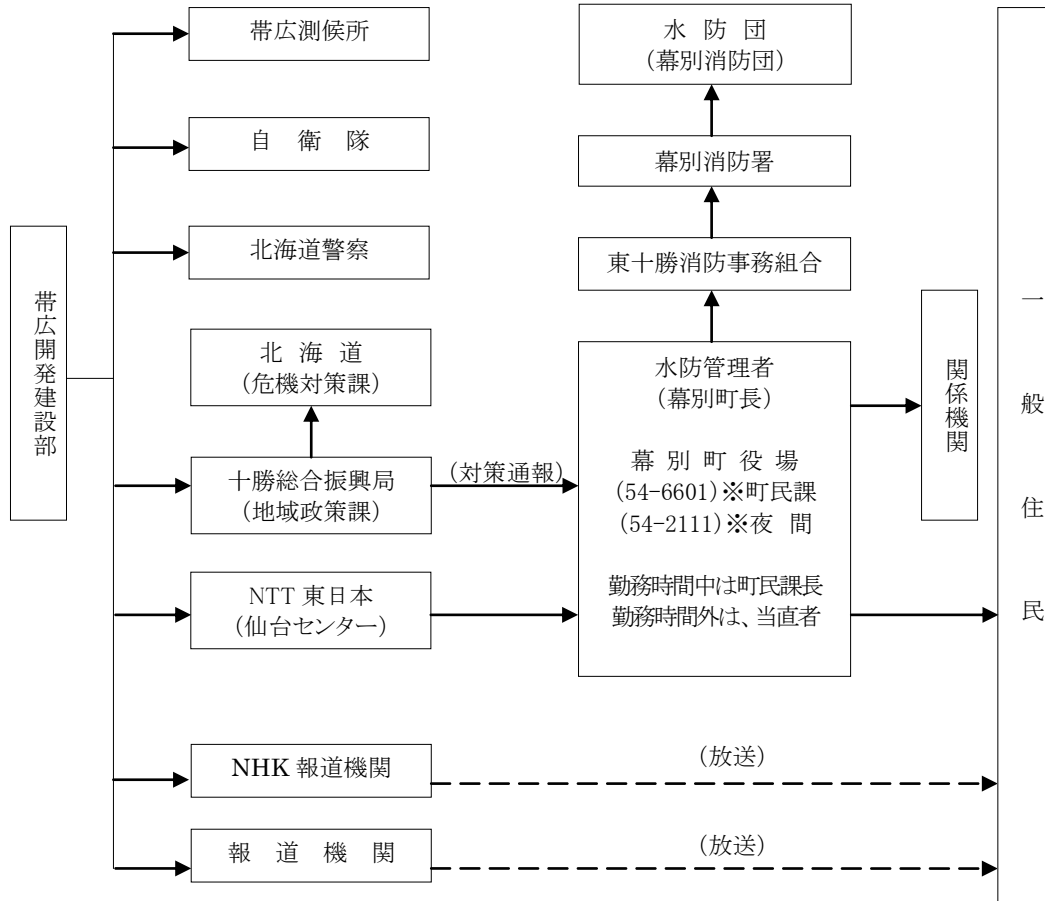
(4) 浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
猿別川	中川郡幕別町
途別川	中川郡幕別町

(5) 水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-3-1 水位観測通報系統図



3 道が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間
水系	河川名	
十勝川	途別川	左岸 中川郡幕別町字古舞 6 番地 2 地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 720 番地 2 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで
		右岸 中川郡幕別町字古舞 15 番地 2 地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 719 番地 1 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位
北海道	途別川	途別川（字途別 130 番地先の河川敷）	46.25m	46.87m	47.30m	47.91m	48.48m

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
途別川	十勝総合振興局帯広建設管理部

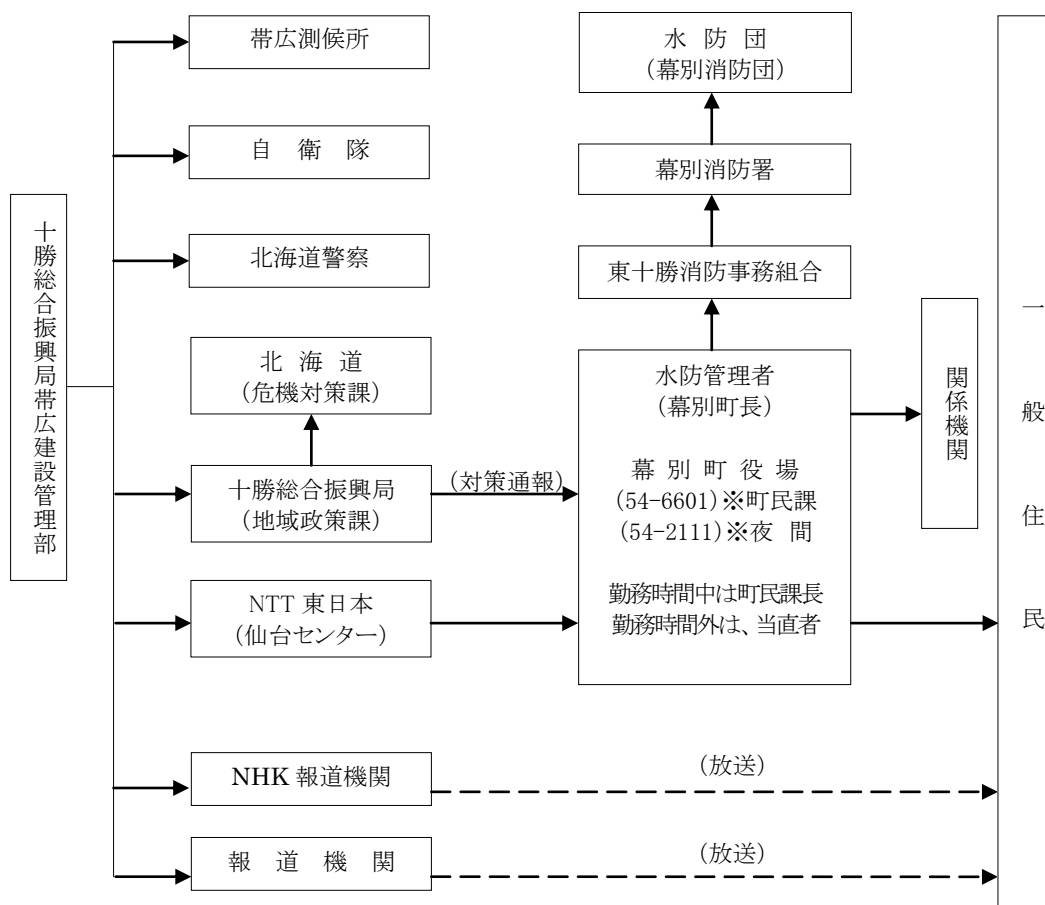
(4) 浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
途別川	中川郡幕別町

(5) 水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及びは、次のとおり。

図表4-3-2 水位観測通報系統図



第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水又は津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

河川における水防警報（対象：十勝川・札内川・途別川・猿別川）

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	いずれかの水防警報基準水位観測所で、水防団待機水位に達したとき。（氾濫注意水位に達するおそれがない場合を除く。） 気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	いずれかの水防警報基準水位観測所で、既に水防団待機水位に達し、今後、氾濫注意水位を超えると予想されるとき。 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達しなお上昇の恐れがあるとき。
警戒	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水（水があふれる）、漏水、法崩れ（堤防斜面の崩れ）、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。

解除	水防活動を必要とする出動状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

3 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

指定河川		洪水予報区域
水系	河川名	
十勝川	十勝川	左岸 上川郡清水町字熊牛 38 番の 5 地先から海まで 右岸 上川郡新得町字屈足東 2 線 25 番地先から海まで
	札内川	左岸 ヌウナイ川の合流点から十勝川への合流点まで 右岸 左岸に同じ
	猿別川	左岸 中川郡幕別町字猿別 129 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで 右岸 左岸に同じ
	途別川	左岸 中川郡幕別町字千住 409 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで 右岸 左岸に同じ

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	観測所名（地先名）	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	氾濫危 険水位
開発局	十勝川	帯広（帯広市大通北 2 丁目 2-2 地先）	34.20m	35.20m	36.6m	36.9m	38.26m
	札内川	第 2 大川橋（帯広市 大正町本町）	103.20m	104.10m	104.70m	104.80m	104.96m
	猿別川	止若（字相川）	15.60m	16.10m	19.30m	19.80m	20.54m
	途別川	千住 12 号橋（字千 住 452 番地先）	23.80m	24.60m	26.30m	26.90m	27.22m

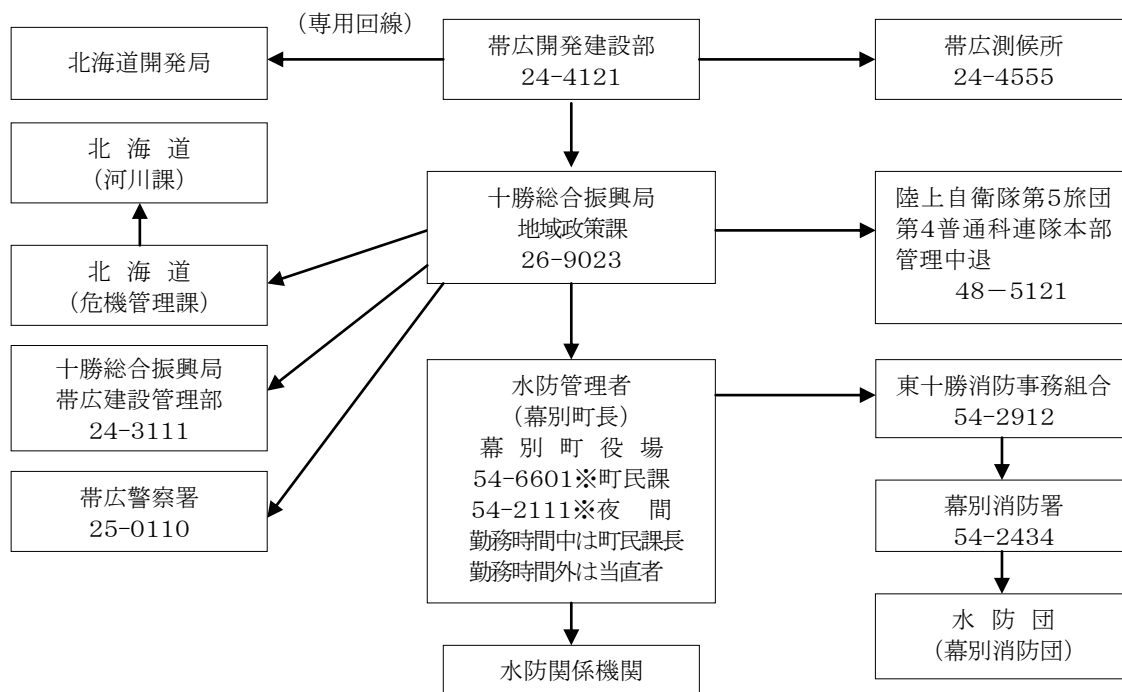
(3) 水防警報の担当官署

予報区域名	担当官署
十勝川上流	帯広河川事務所
十勝川下流	池田河川事務所
札内川	帯広河川事務所
猿別川	池田河川事務所
途別川	帯広河川事務所

(4) 水防警報の伝達経路

水防警報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-4-1 国土交通省が行う水防警報伝達系統図



4 道が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間
水系	河川名	
十勝川	途別川	<p>左岸 中川郡幕別町字古舞 6 番地 2 地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 720 番地 2 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで</p> <p>右岸 中川郡幕別町字古舞 15 番地 2 地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 719 番地 1 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで</p>

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位
北海道	途別川	途別川 (字途別 130 番地先の河川敷)	46.25m	46.87m	47.30m	47.91m	48.48m

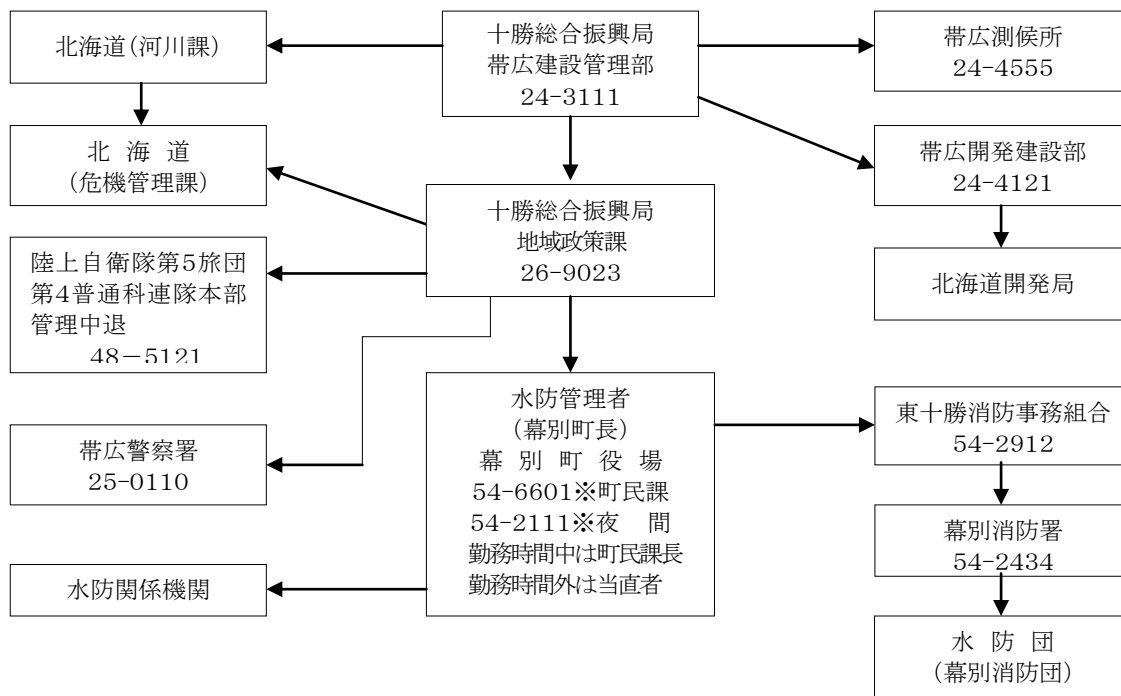
(3) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
途別川	十勝総合振興局帯広建設管理部

(4) 水防警報の伝達経路

水防警報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-4-2 道が行う水防警報伝達系統図



第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

町内の水位観測所は、北海道開発局管理の水位観測所が4箇所、道管理の水位観測所が2箇所あり、町に関係する水位観測所は、北海道開発局管理の水位観測所が隣接市町に3箇所、道管理の水位観測所が1箇所ある。

詳細は、次のとおりである。

観測所名	河川名	位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)	計画高 水位	所管
千代田	十勝川	字明野130-1先 (千代田大橋)	13.10m	14.30m	—	—	17.76m	開発局
<u>十勝中央 大橋</u>	<u>十勝川</u>	<u>字千住 (十勝中央大橋)</u>					<u>37.14m</u>	開発局
千住12号橋	途別川	字千住452先 (千住12号橋)	23.80m	24.60m	<u>26.30m</u>	<u>26.90m</u>	27.22m	開発局
途別川	途別川	字途別130先 (六間橋)	<u>46.25m</u>	46.87	<u>47.30m</u>	<u>47.91m</u>	48.48m	北海道
止 若	猿別川	字相川 (止若橋)	15.60m	16.10m	<u>19.30m</u>	<u>19.80m</u>	20.54m	開発局
猿別川	猿別川	字糠内250先 (巖 橋)	<u>64.06m</u>	65.05m	—	66.02m	—	北海道 (通報)
札 内	札内川	帯広市東13条南 8丁目先(札内橋)	34.50m	35.10m	—	—	37.15m	開発局
<u>当縁川</u>	<u>当縁川</u>	<u>大樹町美成 330-2先</u>	<u>7.01m</u>	<u>7.70m</u>	<u>—</u>	<u>8.47m</u>	<u>8.47m</u>	北海道 (通報)
第二大川橋	札内川	帯広市大正町 本町(大川橋)	103.20m	104.10m	<u>104.7m</u>	<u>104.8m</u>	104.96m	基準観測所 開発局
帯 広	十勝川	帯広市大通北2丁 目先(十勝大橋)	34.20m	35.20m	36.60m	36.90m	38.26m	基準観測所 開発局

2 潮位観測所

本町に関係する潮位観測所は、北海道開発局管理の潮位観測所が十勝に1箇所ある。

港 名	管理者名	位置	種 別	備 考
<u>十勝港</u>	開発局	<u>広尾郡広尾町会所前4丁目44番地先</u>	潮 位	<u>TP+2.628m</u>

3 水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することによ

り関係機関（町）に通報するものとする。

なお、道の水位の通報は、北海道が所管している観測所のうち、本節1水位観測所の所管欄に「(通報)」と記載されている観測所（以下「通報対象の観測所」とする）について適用されるものとする。

図5-1-1 水位等通報系統図(国・道)

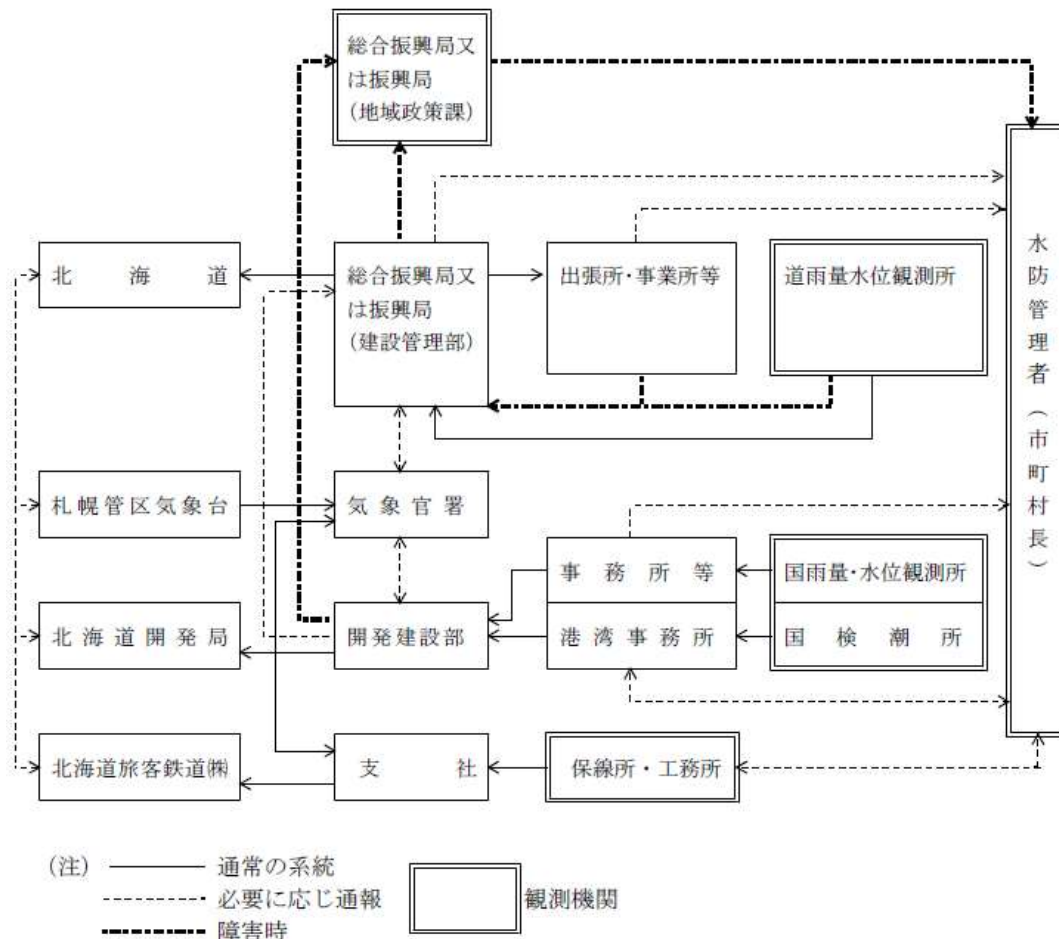
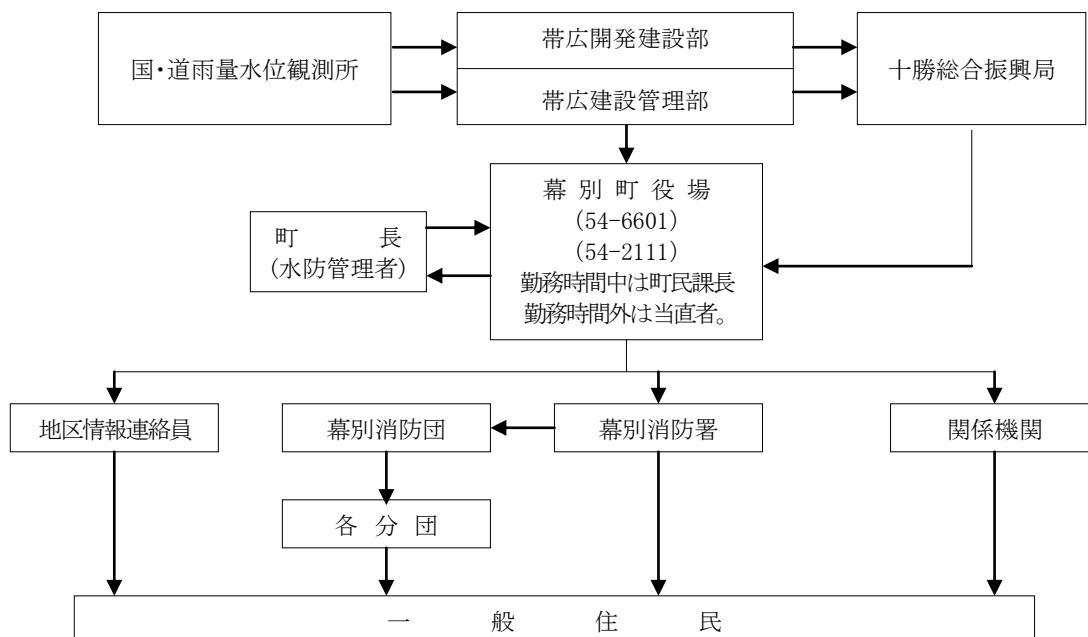


図5-1-2 水位等通報系統図(必要に応じ避難勧告等と合わせて住民周知する場合)



4 水位の公表

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短 10 分ごとに速報値として更新されている。

法第 12 条第 2 項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

第2節 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

町内の雨量観測所は、北海道開発局管理の雨量観測所が 1 箇所、気象庁管理の雨量観測所が 1 箇所ある。

詳細は、次のとおりである。

観測所名	水系名	河川名	位置	所管
中里	十勝川	猿別川	字中里153	開発局
糠内	その他	その他	字五位	気象庁

2 雨量の通報

気象庁及び北海道開発局は、所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

3 通報系統

前節「3 水位の通報 図 5-1-1 水位等通報系統図」に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

第6章 気象予報等の情報収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

なお、気象、雨量、水位等の情報については、報道機関や町ホームページなどを通じて随時町民へ提供するものとする。

1 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁 防災情報提供システム※	http://bosai.metinfo.go.jp/ bousai/login	気象情報、解析雨量

(注) ※貸与されたID・パスワードにより利用

2 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/ http://i.bousai-hokkaido.jp/	警報・注意報、地震・津波、洪水、火山、土砂災害、竜巻 防災情報、原子力情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
帯広測候所	http://www.jma-net.go.jp/obihiro/	十勝の気象速報、十勝の気候、十勝の防災等
釧路地方気象台ホームページ	http://www.jma-net.go.jp/kuhiro/	釧路地方気象台発表の防災情報 道東の気象速報、地震情報等
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、レーダー・ ノウキャスト、潮位等

第7章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム

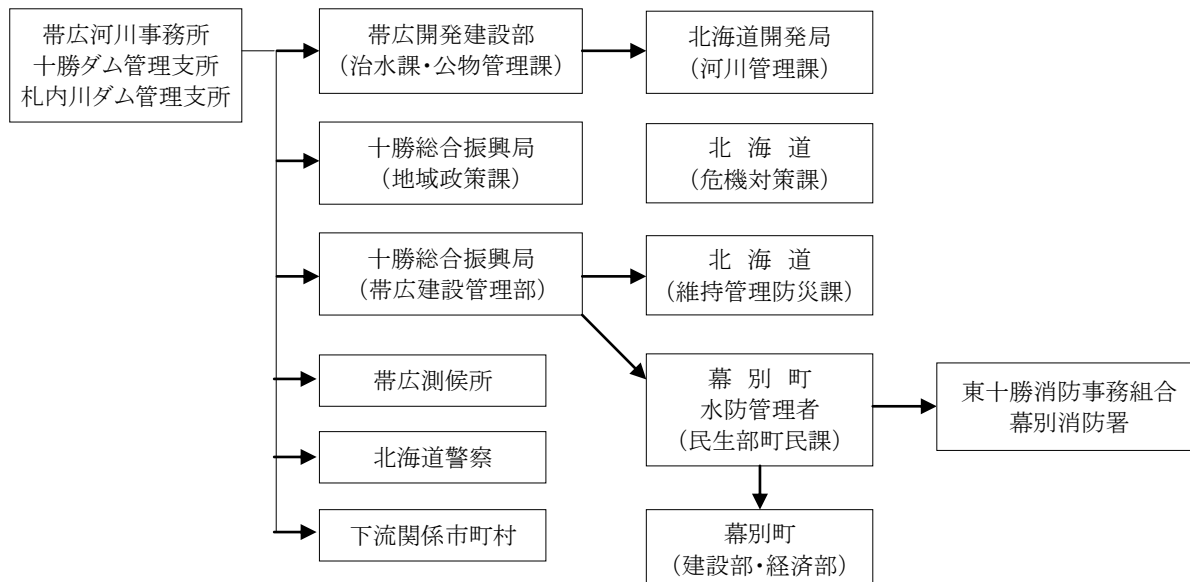
1 ダム操作

- (1) 直轄ダム及び補助ダムの管理者（河川管理者）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に基づき定めたダム操作規則等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第14条）。
- (2) 利水ダム管理者は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法に基づき河川管理者から承認を受けたダム操作規程等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第47条）。
- (3) ダム管理者は、出水期に先立ち、ダムの管理に支障のないように、門扉等の点検、整備をするものとする。
- (4) ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規程等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。
- (5) 河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。
 - ア 予備放流の指示
 - イ 貯留制限の指示
 - ウ 洪水調節の指示
 - エ 解除の指示

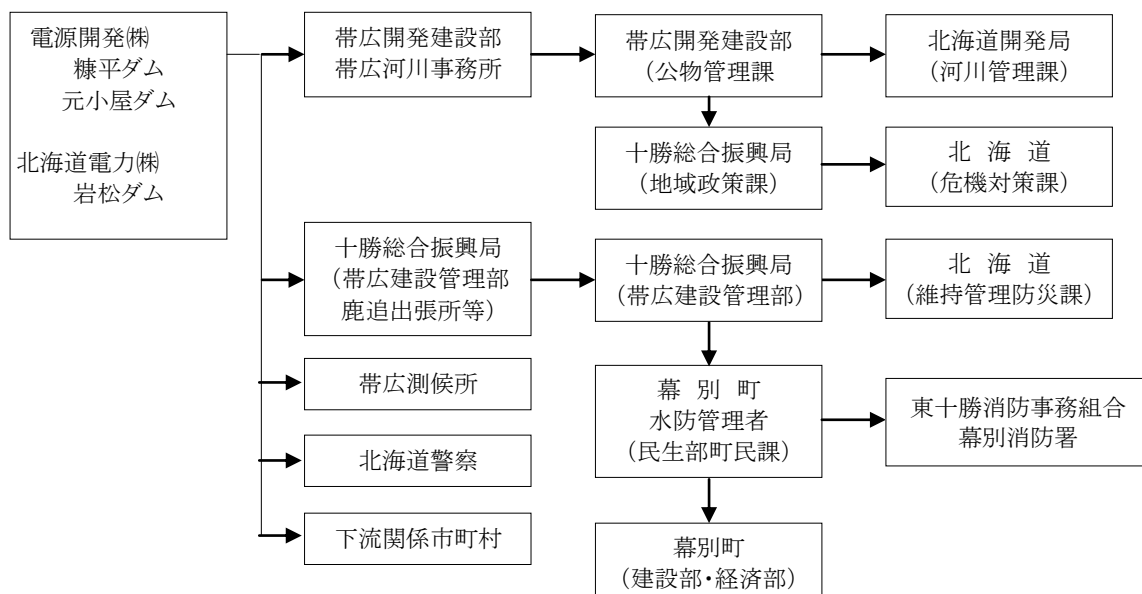
2 ダム情報連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

(1) 直轄ダム



(2) 利水ダム (国許可)



第2節 水門等

1 河川区間の水門等(洪水)

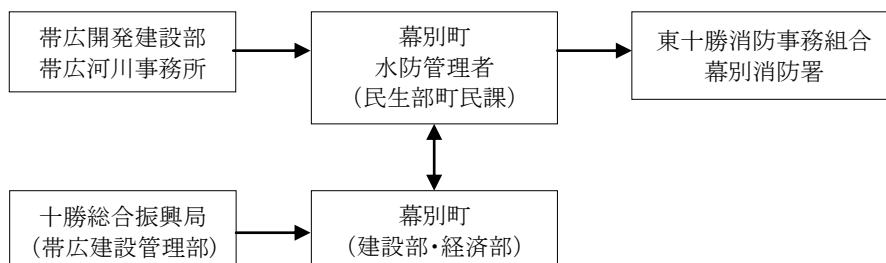
水防上重要な水門等は、「別表 2-1 及び 2-2 水門等の設置場所及び構造」のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

2 水門等の操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。



第8章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

1 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

(2) 水防管理団体の通信施設

町は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

(3) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係機関相互に通知しておくものとする。

2 災害時優先電話等の利用

(1) 非常通話の取扱い

異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合には東日本電信電話（株）の公衆電話施設を「非常通話用の優先電話」として優先的に使用することができる。（優先電話）

東日本電信電話（株）の非常通話は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限られている。

非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合、必ず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。

※非常扱い及び緊急扱い通話102番は、平成27年7月31日に提供サービスを終了する。

(2) 災害時優先電話による連絡

災害時優先電話は、一般電線の輻輳に伴う発信規制がされても、規制を受けず優先的に発信が確保される回線であり、災害時の情報連絡に使用する。

【役場庁舎等災害時優先電話】

施設名	設置部署名	電話番号	備考
幕別町役場	総務課総務係（内線352）	0155-54-2114	
〃	総務課総務係（内線354）	0155-54-2115	
札内支所		0155-56-2112	
糠内出張所		0155-57-2140	
<u>保健福祉センター</u>		<u>0155-54-3571</u>	
<u>教育委員会</u>		<u>0155-54-2007</u>	
忠類総合支所	地域振興課 <u>（内線23）</u> 経済建設課 <u>（内線35）</u>	<u>01558-8-2114</u>	※左記の各端末から、8-2114回線を使用して外

〃	<u>教育課（内線59）</u>	<u>01558-8-2202</u>	線は掛けられるが、 <u>ただし</u> 、1台使用中は不可。
<u>ふれあいセンター福寿</u>		<u>01558-8-2910</u>	

※災害時優先電話の登録は上記以外も含めて全44回線登録（H25. 4. 1 現在）

(3) 無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合には無線通信施設を使用する。

無線通信種別	所轄機関名	所在地
消防無線局	幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地
北海道総合行政情報ネットワーク ¹	幕別町(町民課)	中川郡幕別町本町130番地
市町村防災行政無線	幕別町(地域振興課)	〃

(4) 公衆通信設備以外の通信

有線電話及び無線電話等の各種通信設備の使用が不能な場合は、車両等による伝達及びトランシーバーを使用する。

3 電気通信設備の優先利用等

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

(1) 北海道総合行政情報ネットワーク

(2) 北海道警察本部通信施設

(3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設

(4) 北海道電力株式会社通信施設

(5) 北海道開発局通信施設

(6) 第一管区海上保安本部通信施設

(7) 自衛隊通信施設

4 水防通信連絡

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

名 称	所在地	電話番号	備 考
<u>幕別町役場民生部町民課交通防災係</u>	<u>幕別町本町130番地</u>	<u>0155-54-6601</u>	<u>0155-54-2111(代)</u>
<u>建設部土木課</u>	<u>幕別町本町130番地</u>	<u>0155-54-6622</u>	<u>0155-54-2111(代)</u>
<u>忠類総合支所地域振興課</u>	<u>幕別町忠類錦町439番地1</u>	<u>01558-8-2111</u>	
<u>札内支所</u>	<u>札内青葉町311番地2</u>	<u>0155-56-2111</u>	
<u>東十勝消防事務組合消防本部</u>	<u>幕別町錦町90番地</u>	<u>0155-54-2912</u>	
幕別消防署	幕別町錦町90番地	0155-54-2434	

¹ 北海道総合行政情報ネットワーク:道では、災害時の通信手段として、北海道総合行政情報ネットワーク(防災行政無線)を構築している。このネットワークは、本庁、振興局及び市町村を地上系と衛星系の2つの通信ルートで結び、電話やファクシミリをはじめ、画像伝送など多様な行政情報の通信手段として活用されている。

帯広警察署	帯広市西1条北1丁目1番地	0155-25-0110	警備係(内461・462)
帯広警察署幕別駐在所	幕別町宝町53番地1	0155-54-2151	
〃 札内交番	幕別町札内中央町487番地	0155-56-2151	
〃 糠内駐在所	幕別町字五位373番地	0155-57-2151	
〃 忠類駐在所	幕別町忠類白銀町165番地	01558-8-2151	
十勝総合振興局地域政策部地域政策課	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9023	主査(防災)
帯広建設管理部事業室事業課	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8726	施設保全室
〃 大樹出張所	大樹町鏡町1番地6	01558-6-3141	
保健環境部保健行政室	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8634	
帯広開発建設部	帯広市西4条南8丁目	0155-24-3194	防災対策官
〃 帯広河川事務所	幕別町札内西町73番地61	0155-25-1294	
〃 池田河川事務所	池田町字利別東町	015-572-2661	
帯広測候所	帯広市東4条南9丁目2番地1	0155-24-4555	ホットライン26-3519
陸上自衛隊第5旅団 第4普通科連隊本部管理中隊	帯広市南町南7線31番地	0155-48-5121	内3052
北海道旅客鉄道(株)釧路支社帯広駅	帯広市西2条南12丁目	0155-27-2179	帯広ブロック管理
北海道旅客鉄道(株)幕別駅	幕別町錦町141番地	0155-54-2100	
〃 札内駅	幕別町札内中央町638番地4	0155-56-2029	
北海道電力(株)帯広支店	帯広市西5条南7丁目2番地1	0155-24-5162	企画総務課
(株)NTT東日本北海道帯広支店	帯広市西4条南5丁目1番地	0155-23-8921	総括担当
幕別町農業協同組合	幕別町本町45番地	0155-54-4111	
札内農業協同組合	幕別町札内中央町467番地	0155-56-2131	
帯広大正農業協同組合	帯広市大正本町東1条2丁目1番地	0155-64-5211	
忠類農業協同組合	幕別町忠類栄町259番地	01558-8-2311	
幕別町商工会	幕別町錦町141番地9	0155-54-2703	
幕別郵便局	幕別町本町51番地1	0155-54-2030	
幕別町社会福祉協議会	幕別町新町122-1	0155-55-3800	
幕別建設業協会	幕別町忠類白銀町158番地	01558-8-2055	三島組(株)内事務局
NHK帯広放送局	帯広市西5条南7丁目7-2-2	0155-23-3111	放送センター
FMウイング	帯広市東2条南11丁目1番地2	0155-25-5770	
FM・JAGA	帯広市東1条南8丁目2番地	0155-23-0778	

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 水防倉庫及び水防資器材

水防管理者は、水防作業の実施に伴う水防資器材を備蓄するものとする。本町における水防資器材の備蓄場所及び備蓄状況は、「別表3 水防資器材の現況」のとおりである。

2 水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

3 水防資器材の不足の対応

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は道の備蓄資器材を使用する場合には、帯広開発建設部帯広河川事務所長又は十勝総合振興局帯広建設管理部長に電話にて承認を受けるものとする。

本町の水防倉庫及び水防資器材の備蓄は、上記の「1 水防倉庫及び水防資器材」のとおりであり、備蓄する資器材に不足が生じたときは、必要に応じて民間等から調達するものとする。

町内の民間の調達先は、「別表4 水防資器材の民間調達可能状況」のとおりである。

第2節 輸送経路等の確保

1 輸送経路等の確保

水防管理者は、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、幕別町地域防災計画（本編）第5章第9節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第 10 章 水防活動

第1節 水防非常配備体制等

1 町の警戒体制及び非常配備体制

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水又は津波のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、幕別町地域防災計画に定める配備基準に準じ、次による警戒体制及び非常配備体制により、水防業務を処理するものとする。但し、配備職員の安全確保に努めなくてはならない。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、直ちに幕別町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

(1) 町の警戒体制

区 分	【 第 1 次 警 戒 体 制 】
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 幕別町に大雨警報（浸水害・土砂災害）が発令されたとき 2 町内の水位観測所のうち、いずれかが指定水位を超えた場合 3 河川の水位や降雨等の状況から必要があると認められたとき 4 災害が発生するおそれがあり、町民課長及び地域振興課長が必要と認めるとき
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民課長及び地域振興課長は、第2次警戒体制を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。また、必要に応じて関係部課長へ状況を通知する。 2 第2次警戒体制関係課の部課長は（自宅）待機とし、状況によっては速やかに参集できる体制とする。 3 町民課長及び地域振興課長は、状況に応じて、全職員を（自宅）待機とすることができる。
区 分	【 第 2 次 警 戒 体 制 】
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記警報発令状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき 2 今後災害が発生するおそれがあり、災害対策に備える必要があるとき 3 洪水注意報の発令または、町内の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位（警戒水位）を超える可能性があるとき 4 町内にある雨量計において、以下の基準を記録したとき <u>1時間雨量が25mm以上</u>（気象業務法に基づく大雨注意報の発表基準以上の降雨） 5 河川の水位や降雨等の状況から必要があると認められたとき
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民課長及び地域振興課長は、気象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 2 町民課長及び地域振興課長は、関係部課と情報収集、活動状況等についての情報連絡にあたる。 3 各部課長は、町民課長及び地域振興課長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動等、随時、所属職員に対し必要な指示をする。 4 町民課長及び地域振興課長は、状況に応じて、その他の部課の職員（自宅）待機とすることができる。

(2) 町の非常配備体制

区分	【第1種非常配備体制】
配備基準	<p>1 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき</p> <p>2 今後更に被害が拡大するおそれがあるとき</p> <p>3 町内の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超えたとき</p> <p><u>4 本町域内で震度4以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。(本町域外の地震による津波は、次の5による。)</u></p> <p><u>5 津波による災害が発生するおそれがあり、町民課長及び地域振興課長が必要と認めるとき</u></p>
活動内容	<p>1 関係部課長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する</p> <p>2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を町民課長及び<u>地域振興課長</u>に報告するものとする。</p> <p>ア 初期災害対策活動にあたる。</p> <p>イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。</p> <p>ウ 災害対策に係る協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。</p> <p>3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。</p>
区分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	<p>1 <u>洪水警報</u>が発令（洪水予報基準点で<u>避難判断水位</u>を超え更に上昇する恐れがあるとき）されたとき</p> <p>2 町内の水位観測所のうち、いずれかが<u>氾濫危険水位</u>を超える可能性があるとき</p> <p>3 数地区にわたり相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</p> <p><u>4 太平洋沿岸に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。</u></p> <p><u>5 町内に津波による被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。</u></p>
活動内容	<p>1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。</p> <p>2 各対策部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。</p> <p>3 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。</p> <p>ア 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動を開始できるよう所要の人員を非常配備させる。</p> <p>イ 災害発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。</p>
区分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	<p>全域にわたり甚大な被害をもたらす被害が発生し、または発生するおそれがあるとき</p>
配備体制	<p>1 各対策部の指定の所掌事務により活動する。</p> <p>2 各対策部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。</p> <p><u>3 町内に津波による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。</u></p>
活動内容	<p>各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注</p>

※ 第2次非常配備体制以降は、災害対策本部に移行する。

(3) 職員の配置基準

部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備
総務部	総務課			【総務係】	◎	◎
	税務課			○	◎	◎
	札内支所	△	○	○	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎	◎	◎
企画室	企画室			○	◎	◎
民生部	保健課			○	◎	◎
	福祉課			○	◎	◎
	こども課			△	○	◎
	町民課	【交通防災係】	【交通防災係】	○	◎	◎
経済部	農業振興担当			○	◎	◎
	農林課			○	◎	◎
	商工観光課			○	◎	◎
	土地改良課	※ △	○	◎	◎	◎
建設部	土木課	※ △	◎	◎	◎	◎
	都市施設課		○	◎	◎	◎
水道部	水道課	※ △	◎	◎	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	【住民生活係】	【住民生活係】	○	◎	◎
	保健福祉課			○	◎	◎
	経済建設課	※ △	◎	◎	◎	◎
出納室	会計課			△	○	◎
幕別町農業委員会	農業委員会			○	◎	◎
	忠類支局			○	◎	◎
議会事務局				○	◎	◎
監査委員事務局				△	◎	◎
教育委員会	学校教育課			○	◎	◎
	生涯学習課			○	◎	◎
	(忠類)			○	◎	◎
	幕別学校給食センター			△	○	◎
	忠類学校給食センター			△	○	◎
	図書館			△	○	◎

◎：全職員、 ○：係長以上、 △：課長補佐以上、 ()：該当する係長、 【 】：該当する係
ただし、※印の係長以下の配備体制は、状況により課長が判断し招集配備する。

本部員（部長職以上）は、第1種非常配備体制で招集する。

(4) 消防機関の非常配備体制

区 分	【第1種非常配備体制】※待機
配備基準	<p>1 水防警報指定河川（「十勝川・札内川・途別川・猿別川」以下同じ。）に水防警報（待機）が発令されたとき</p> <p>2 洪水予報指定河川（「十勝川・札内川」以下同じ。）において水防団待機水位に達し、更に上昇するおそれがあるとき</p> <p>3 大雨警報、洪水警報の発令により又は河川等の状況により待機を必要と認めたとき</p> <p>4 知事から、待機の指示を受けたとき</p>
配備体制	<p>1 消防職・団員のうち各班長以上の招集</p> <p>2 非番の職員は自宅待機</p>
活動内容	1 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行う。
区 分	【第2種非常配備体制】※準備
配備基準	<p>1 水防警報指定河川に水防警報（準備）が発令されたとき</p> <p>2 洪水予報指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり、出動の必要が予想されるとき</p> <p>3 大雨警報、洪水警報の発令により又は河川等の状況により水防活動の準備が必要と認めたとき</p> <p>4 知事から、出動準備の指示を受けたとき</p>
配備体制	非番消防職員の半数及び消防団員の半数を招集
活動内容	<p>1 消防職員及び消防団員の半分を招集し、班を編成する。</p> <p>2 水防本部または災害対策本部に連絡員の派遣を行い、連絡情報の収集に努めること</p> <p>3 出動車両の点検整備（救命ボートの組立整備）を行うこと</p> <p>4 水防資機材及び各班装備器材の整備、準備を行うこと</p> <p>5 出動の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。</p> <p>6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと</p>
区 分	【第3種非常配備体制】※出動
配備基準	<p>1 水防警報指定河川に水防警報（出動）が発令されたとき</p> <p>2 洪水予報指定河川に洪水予報（注意報）が発令されたとき、又は河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。</p> <p>3 大雨警報、洪水警報の発令により又は雨量・水位・その他の状況により堤防の水があふれたり、決壊等のおそれがあるとき</p> <p>4 知事から、出動の指示を受けたとき</p>
配備体制	1 消防職・団員の全部を招集
活動内容	1 消防職・団員の全部を招集し、班の編成を行い、水防活動及び避難救助活動を行うこと

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

町は、地区別巡視責任者を別に定め、担当水防区域内の河川等を巡視するものとする。（別表5 地区別巡視責任者）

2 出水時

水防管理者は、道から非常配備体制を指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは速やかに当該河川管理者に報告するとともに、水防作業を実施するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第6節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

町は、浸水被害など水防上特に注意が必要とする箇所について、「幕別町における災害応急対策支援に関する協定書」に基づき、幕別建設業協会等の協力を得ながら監視及び警戒を行う人員を配置し、異常を発見した場合、すぐに水防活動が移行できる体制をとるものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂または沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常状態の発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、「資料3 水防工法」のとおり

である。

その際、水防活動従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、従事者自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。(水防法第21条第1項)

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。(水防法第21条第2項)

第5節 避難のための立退き

(1) 洪水又は津波により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、帯広警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を十勝総合振興局長に速やかに報告するものとする。

(3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

第6節 決壊・越水等の通報

1 決壊通報

水防に際し、堤防、ダムその他のダム等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はダム等の管理者は、次のとおり直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

2 決壊・越水等の通報系統

決壊・越水等の通報系統は、図 10-1 堤防等の決壊・越水等通報系統図及び図 10-2 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図のとおり。

通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理し、事前に関係水防管理者に提示することとする。

図 10-1 堤防等の決壊・越水等通報系統図

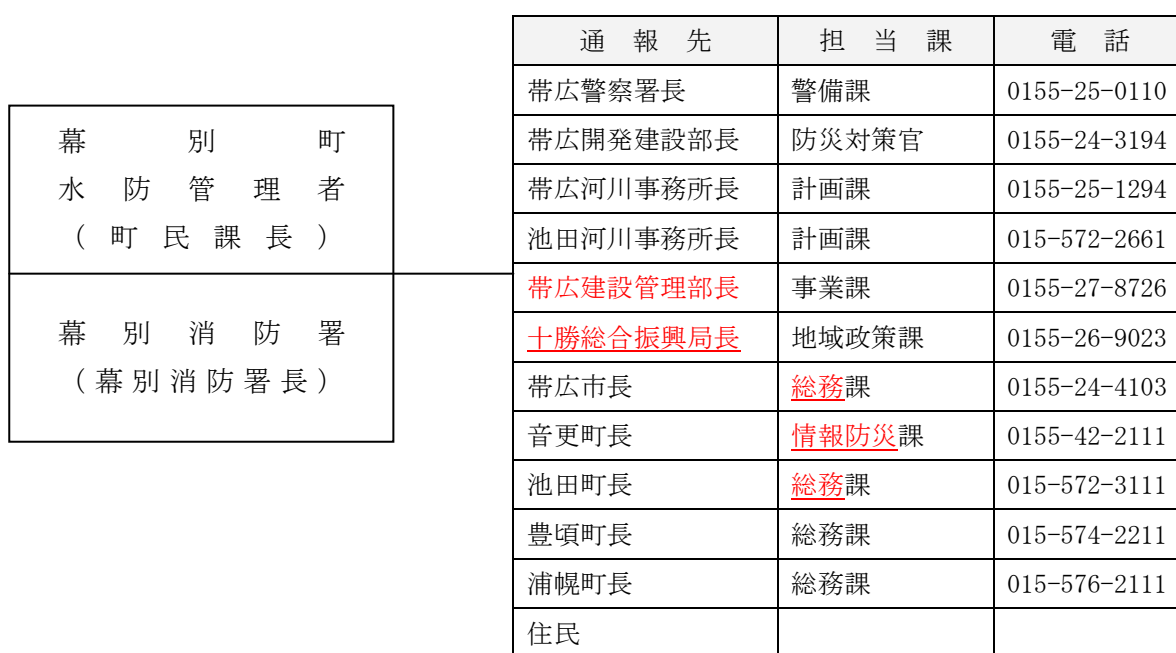
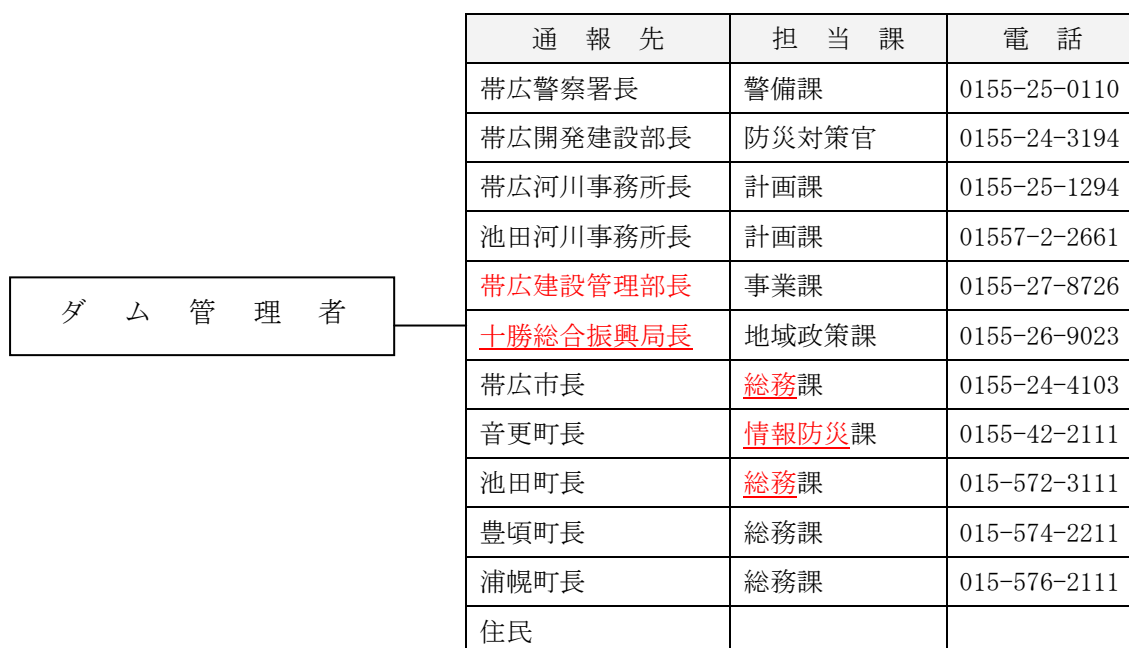
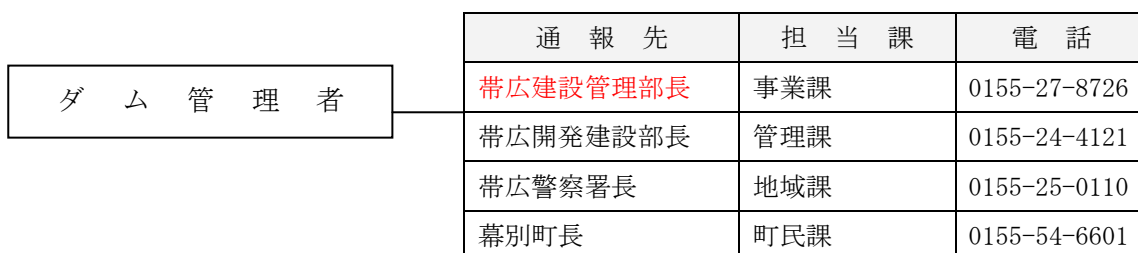


図 10-2 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図



<幕別ダム管理規定に定める関係機関への通報系統図>



3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第7節 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 11 章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第 20 条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

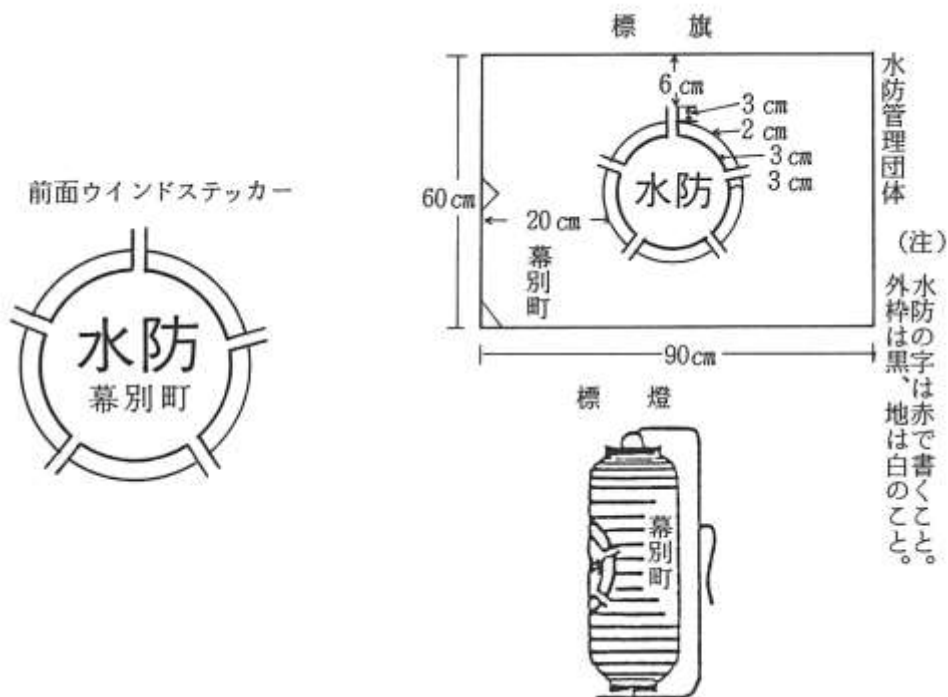
- (1) 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	<u>警 鐘 信 号</u>	<u>サイレン信号（余いん防止符）</u>
第 1 信号	<u>○休止 ○休止 ○休止</u>	約 <u>5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒</u> <u>○－休止－○－休止－○－休止－○－休止</u>
第 2 信号	<u>○－○－○ ○－○－○</u>	約 <u>5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒</u> <u>○－休止－○－休止－○－休止－○－休止</u>
第 3 信号	<u>○－○－○－○ ○－○－○－○</u>	約 <u>10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒</u> <u>○－休止－○－休止－○－休止－○－休止</u>
第 4 信号	<u>乱 打</u>	約 <u>1 分 5 秒 1 分</u> <u>○－休止－○－</u>

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第 18 条に規定された水防団及び消防関係機関が水防のために出動する車両・舟艇等の標識は、次のとおりである。



第3節 身分証票

町の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

表	裏
第 号 身分証票 所 属 職 名 氏 名 上記の者は、水防法（昭和 24 年法律 193 号）第 49 条第 1 項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。 平成 年 月 日 幕別町長 印	注 意 1. 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。 2. 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 3. 記名以外の者の使用を禁ずる。 4. 本証の身分を失ったときは、速やかに返還すること。

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1 北海道開発局長の協力が必要な事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材（災害対策用機械含む）の貸与
- (5) 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

2 知事の協力が必要な事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

幕別町 水防管理者 (町民課長)	要請先	担当課	電話
	帯広市長	総務課	0155-24-4111
幕別消防署 (幕別消防署長)	帯広市消防長		0155-22-3121
	音更町長	情報防災課	0155-42-2111
	池田町長	総務課	015-572-3111
	豊頃町長	総務課	015-574-2211
	浦幌町長	総務課	015-576-2111
	南十勝消防事務組合消防長		01558-2-2730
北十勝消防事務組合消防長		0155-42-2142	

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、法第22条の規定により水防のため必要があると認めるときは、帯広警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

要請区分	要請先		要請者 (担当者)	根拠
	担当者	電話		
警戒区域への立入禁止等の措置	帯広警察署長 (警備課長)	0155-25-0110	消防長 (消防署長)	法第21条第2項
警察官の出動			水防管理者 (町民課長)	法第22条
警察官通信施設の使用			水防管理者 (町民課長) 消防長 (消防署長)	法第27条
避難・立退きの場合における措置			水防管理者 (町民課長)	法第29条

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) 派遣部隊が展開できる場所

(5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5節 国(帯広開発建設部、帯広測候所)及び 北海道(十勝総合振興局)との連携

1 水防連絡協議会等

町は、帯広開発建設部及び北海道（十勝総合振興局）が開催する水防連絡協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な河川情報について、情報収集を行う。

2 ホットライン

町は、河川の水位状況については帯広開発建設部（帯広河川事務所）及び北海道（十勝総合振興局）とのホットラインにより、また気象状況については帯広測候所とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

町は、必要に応じ「幕別町における災害応急対策支援に関する協定」に基づき幕別建設業協会に協力を求め、応急対策等の支援を得て水防活動を行うものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

町の水防に要する費用は、法第 41 条により町が負担するものとする。

ただし、町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

(1) 法第 23 条の規定による応援のための費用

(2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるとき、法第 28 条第 1 項の規定に基づき水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使する事ができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、様式 13-1 に定める公用負担権限委任証を携行し、関係人の請求が合った場合は、これを提示しなければならない。

様式 13—1 公用負担権限委任証

第 号	公用負担権限委任証
	住 所
	職 名
	氏 名
上記の者に	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について
委任したことを証明します。	
平成 年 月 日	
	委任者 氏名
	㊟

縦 9 cm × 横 6 cm

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式 13-2 に定める証票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

様式 13-2 公用負担命令票

第 号
公 用 負 担 命 令 票
住 所 氏 名
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。
1. 目的物
(1) 所在地
(2) 名 称
(3) 種 類 (又は内容)
(4) 数 量
2. 負担内容 (使用・収用・処分等について詳記すること)
平成 年 月 日
命令者 職 氏 名 ㊟

(日本工業規格 A 4 版)

4 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第 28 条第 2 項の規定により時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告

第 1 節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第 2 節 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局長に報告するものとする。

- (1) 水防団及び消防の機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を要求したとき
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき

第 3 節 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに様式 14-1 により水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに十勝総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1 月～5 月、6 月～7 月、8 月～9 月、10 月～12 月

水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市町村名)

区分	水防活動		使 用 資 材 費			備 考
	団体数	延人員	主要資材	その他資材	計	
水防管理団 体分前回迄	()	人	円	円	円	
月 分	()					
累 計	()					

(作成要領)

1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「団体数」欄の () 書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
3. 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
4. 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。
5. 「その他の資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

第 15 章 水 防 訓 練

第1節 実施責任者

法第 35 条の規定により町は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し水防技術の向上を図るものとする。

また、町、水防関係機関、町民、各施設管理者及び自主防災組織等は、水防の責務を果たし、水害による被害を軽減するため、協力・連携した水防訓練を実施し、水害の発生に備える。

第2節 水防訓練の内容

実施責任者	訓 練 の 内 容
幕別町、水防関係機関	<ol style="list-style-type: none">1 図上訓練 水害に対応する応急訓練を図上において実施する。2 実地訓練 水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報、通信伝達などのほか、幕別消防署に要請して、消防職・団員の動員を求め訓練を実施する。3 避難訓練 避難の指示、伝達方法、避難の誘導など訓練。その際、水防協力団体、<u>避難行動要支援者</u>等と連携して行うものとする。4 その他
町民、各施設管理者、自主防災組織等	<ol style="list-style-type: none">1 地域の水害を想定した図上訓練。2 行政が行う訓練への協働参加。3 避難訓練（避難場所や避難方法等の確認、<u>避難行動要支援者</u>の把握等）4 その他

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 浸水想定区域の指定状況

北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、本町に係る浸水想定区域図は「資料 5 浸水想定区域図」次のとおりである。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

法第 15 条第 1 項の規定により、市町村防災会議は、洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地。

- ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）

本町における対象施設は、「イ 要配慮者利用施設」のみであり、幕別町地域防災計画で定められている施設は、「資料 6 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧」のとおりで、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により幕別町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、幕別町地域防災計画に定められたとおり電話、FAX、広報車等により伝達するものとする。

4 洪水、津波ハザードマップ等の配布等

法第 15 条第 3 項の規定により、幕別町地域防災計画において定められた上記 2 (2)に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した幕別町防災のしおり（洪水ハザードマップ等）を各世帯に配布している。

また、幕別町防災のしおりに記載した事項（洪水ハザードマップ等）を、町のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

この幕別町防災のしおりを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

幕別町水防計画

沿革 平成元年6月 幕別町水防計画策定
平成19年11月 全面改訂
平成27年3月 一部修正

幕別町水防災計画

平成27年3月改訂

発行 幕別町
編集 民生部町民課

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地
TEL(0155)54-6601 FAX(0155)55-3008
E-mail:kotubosaikakari@town.makubetsu.lg.jp